

交付図書の訂正について

令和5年9月29日付けで入札公告を行った「(工事名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事」に係る交付図書の内容を変更します。

令和5年12月12日

契約責任者

東日本高速道路株式会社北海道支社

支社長 堀 圭一

【訂正図書】

- ・⑥【金抜設計書】道東自動車道 トマム地区附帯工工事
- ・⑦【特記仕様書】道東自動車道 トマム地区附帯工工事
- ・⑧【設計図】道東自動車道 トマム地区附帯工工事
- ・⑩【設計図】道東自動車道 トマム地区附帯工工事
- ・⑫【設計図】道東自動車道 トマム地区附帯工工事
- ・⑯【割掛対象表参考内訳書】道東自動車道 トマム地区附帯工工事
- ・⑰【割掛け表】道東自動車道 トマム地区附帯工工事
- ・⑱【数量明細表】道東自動車道 トマム地区附帯工工事

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください

正誤表(1)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所		正誤区分						
誤	単価表							
	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
	25	8 - (1)	コンクリート D 1 - 1	17	m ³			
	26	8 - (2)	型わく C	776	m ²			
	27	8 - (2)	型わく D	49	m ²			
	28	8 - (3)	鉄筋 A	36.26	t			
	29	8 - (3)	鉄筋 C	2.28	t			
	30	15 - (1)	防護柵 G r - C - 2 B	22	m			
	31	15 - (1)	防護柵 G r - C - 4 E	408	m			
	32	15 - (5)	立入防止柵 兼用型積雪地用 S 4 - (1) (A)	90	m			
	33	15 - (11)	立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用 S 4 - (1) (C)	30	m			
	34	17 - (31)	はく落防止対策工 A	180	m ²			
	35	18 - (3)	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 1.5 cm)	42	m ²			
	36	18 - (3)	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 2.0 cm)	2,003	m ²			
金抜設計書								
正	単価表							
	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
	25	8 - (1)	コンクリート D 1 - 1	17	m ³			
	26	8 - (2)	型わく C	776	m ²			
	27	8 - (2)	型わく D	49	m ²			
	28	8 - (3)	鉄筋 A	34.97	t			
	29	8 - (3)	鉄筋 C	2.29	t			
	30	15 - (1)	防護柵 G r - C - 2 B	22	m			
	31	15 - (1)	防護柵 G r - C - 4 E	408	m			
	32	15 - (5)	立入防止柵 一般型積雪地用 S 4 - (1) (A)	90	m			
	33	15 - (11)	立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用 S 4 - (1) (C)	30	m			
	34	17 - (31)	はく落防止対策工 A	180	m ²			
	35	18 - (3)	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 1.5 cm)	42	m ²			
	36	18 - (3)	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 2.0 cm)	2,003	m ²			

正誤表(2)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分
特記仕様書 1-5 施工地域区分 及び間接工事費率適用区分	<p>誤</p> <p>1. 工事概要 1-1 工事名 道東自動車道 トマム地区附帯工工事 1-2 道路名 道東自動車道 1-3 工事箇所 自) 北海道勇払郡占冠村字中トマム (STA. 976+00) (北緯 43 度 3 分 15 秒, 東経 142 度 36 分 24 秒) 至) 北海道空知郡南富良野町字落合 (STA. 1076+40) (北緯 43 度 3 分 41 秒, 東経 142 度 43 分 5 秒) 1-4 工事延長 総延長 約 10,000 m 土工延長 約 10,000 m 1-5 施工地域区分及び間接工事費率適用区分 本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。 ・市街地部（D I D 地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事 ・本工事の間接工事費率適用区分は「新設」、工種区分は「土工」である 1-6 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力 土木共通仕様書 1-5 4 「コリンズへの登録」について、位置情報及び工事概要の項目には、 特記仕様書の 1-3 工事箇所及び 1-4 工事延長の記載内容を入力することとする。</p> <p>2. 適用する共通仕様書 契約書第 1 条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 5 年 7 月版とする。なお、共通仕様書に記載された適用すべき諸基準については入札公告時点の最新版 を適用するものとする。</p> <p>3. 監督員及び主任補助監督員の権限 3-1 監督員の権限 契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書 1-6-1 「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。 (1.6) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく説明先及び同法第 18 条第 1 項の規定に基づく報告先 (1.7) 特記仕様書 29-5-2 の規定に基づき行う工事費構成内訳書の提示、実績変更対象費 の增加費用の協議、決定、通知</p> <p style="text-align: center;">1</p>
正	<p>1. 工事概要 1-1 工事名 道東自動車道 トマム地区附帯工工事 1-2 道路名 道東自動車道 1-3 工事箇所 自) 北海道勇払郡占冠村字中トマム (STA. 976+00) (北緯 43 度 3 分 15 秒, 東経 142 度 36 分 24 秒) 至) 北海道空知郡南富良野町字落合 (STA. 1076+40) (北緯 43 度 3 分 41 秒, 東経 142 度 43 分 5 秒) 1-4 工事延長 総延長 約 10,000 m 土工延長 約 10,000 m 1-5 施工地域区分及び間接工事費率適用区分 本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。 ・市街地部（D I D 地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事 ・2 車線以上（片側 1 車線以上）かつ断面交通量が 5,000 台/日以上に該当しない車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事（常時全面通行止めの場合を含む） ・本工事の間接工事費率適用区分は「新設」、工種区分は「土工」である 1-6 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力 土木共通仕様書 1-5 4 「コリンズへの登録」について、位置情報及び工事概要の項目には、 特記仕様書の 1-3 工事箇所及び 1-4 工事延長の記載内容を入力することとする。</p> <p>2. 適用する共通仕様書 契約書第 1 条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 5 年 7 月版とする。なお、共通仕様書に記載された適用すべき諸基準については入札公告時点の最新版 を適用するものとする。</p> <p>3. 監督員及び主任補助監督員の権限 3-1 監督員の権限 契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書 1-6-1 「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。 (1.6) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく説明先及び同法第 18 条第 1 項の規定に基づく報告先 (1.7) 特記仕様書 29-5-2 の規定に基づき行う工事費構成内訳書の提示、実績変更対象費</p> <p style="text-align: center;">1</p>

正誤表(3)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分																																																		
誤	<p>結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。</p> <p>13. 工程表及び履行報告に関する事項 共通仕様書1-19-1「工程表の提出」及び1-19-2「履行報告」に規定する工程表(様式-4)の記入方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 共通仕様書1-19-1に規定する工程表 1)準備・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。 2)準備・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高(%)を記入する。 3)右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計折線を記入する。 4)工程表に示す項目は下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工程表の項目</th><th>単価表の項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函渠工</td><td>客土掘削、盛土工、構造物掘削、基礎材、地下排水工、縦目工、コンクリート、型わく、鉄筋、防護柵、はく落防止対策工、簡易舗装工</td></tr> <tr> <td>管渠工</td><td>客土掘削、構造物掘削、基礎材、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、鉄筋、構造物等取壊し工</td></tr> <tr> <td>立木伐採工</td><td>立木伐採工</td></tr> <tr> <td>調整池工</td><td>道路掘削、基礎材、種吹付工、立入防止柵、簡易舗装工、構造物等取壊し工、調整池浚渫工、のり面保護網工、布製型わく工、調整池工</td></tr> <tr> <td>工事用道路工</td><td>客土掘削、種散布工、用排水工、防護柵、簡易舗装工、大型土のう工、仮設橋工</td></tr> <tr> <td>雑工</td><td>上記以外の合計</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書1-19-2に規定する履行報告 上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。</p> <p>1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。 2) 計画出来高累計折線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。 3) 当月までの延べ労働時間について月毎、年毎、累計について記入する。</p> <p>14. 工事用道路に関する事項 14-1 工事用道路の指定 共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「経路図」に示すとおりとし、その路線名、区間、幅員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>路線名又は場所</th><th>幅員</th><th>延長</th><th>路面</th><th>用地</th><th>使用開始時期</th><th>施工者</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>村道</td><td>4m</td><td>約2,650m</td><td>砂利</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr> <td>②</td><td>道道夕張新得線</td><td>8m</td><td>約11,580m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr> <td>③</td><td>村道</td><td>4m</td><td>約370m</td><td>砂利</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> </tbody> </table>	工程表の項目	単価表の項目	函渠工	客土掘削、盛土工、構造物掘削、基礎材、地下排水工、縦目工、コンクリート、型わく、鉄筋、防護柵、はく落防止対策工、簡易舗装工	管渠工	客土掘削、構造物掘削、基礎材、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、鉄筋、構造物等取壊し工	立木伐採工	立木伐採工	調整池工	道路掘削、基礎材、種吹付工、立入防止柵、簡易舗装工、構造物等取壊し工、調整池浚渫工、のり面保護網工、布製型わく工、調整池工	工事用道路工	客土掘削、種散布工、用排水工、防護柵、簡易舗装工、大型土のう工、仮設橋工	雑工	上記以外の合計	番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	①	村道	4m	約2,650m	砂利	無償	—	—	既設	②	道道夕張新得線	8m	約11,580m	舗装	無償	—	—	既設	③	村道	4m	約370m	砂利	無償	—	—	既設
工程表の項目	単価表の項目																																																		
函渠工	客土掘削、盛土工、構造物掘削、基礎材、地下排水工、縦目工、コンクリート、型わく、鉄筋、防護柵、はく落防止対策工、簡易舗装工																																																		
管渠工	客土掘削、構造物掘削、基礎材、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、鉄筋、構造物等取壊し工																																																		
立木伐採工	立木伐採工																																																		
調整池工	道路掘削、基礎材、種吹付工、立入防止柵、簡易舗装工、構造物等取壊し工、調整池浚渫工、のり面保護網工、布製型わく工、調整池工																																																		
工事用道路工	客土掘削、種散布工、用排水工、防護柵、簡易舗装工、大型土のう工、仮設橋工																																																		
雑工	上記以外の合計																																																		
番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考																																											
①	村道	4m	約2,650m	砂利	無償	—	—	既設																																											
②	道道夕張新得線	8m	約11,580m	舗装	無償	—	—	既設																																											
③	村道	4m	約370m	砂利	無償	—	—	既設																																											
特記仕様書 13. 工程 表及び履行 報告に関す る事項	<p>結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。</p> <p>13. 工程表及び履行報告に関する事項 共通仕様書1-19-1「工程表の提出」及び1-19-2「履行報告」に規定する工程表(様式-4)の記入方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 共通仕様書1-19-1に規定する工程表 1)準備・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。 2)準備・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高(%)を記入する。 3)右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計折線を記入する。 4)工程表に示す項目は下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工程表の項目</th><th>単価表の項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函渠工</td><td>客土掘削、盛土工、構造物掘削、縦目工、コンクリート、型わく、鉄筋、防護柵、はく落防止対策工、簡易舗装工</td></tr> <tr> <td>管渠工</td><td>客土掘削、構造物掘削、基礎材、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、構造物等取壊し工</td></tr> <tr> <td>立木伐採工</td><td>立木伐採工</td></tr> <tr> <td>調整池工</td><td>道路掘削、基礎材、種吹付工、立入防止柵、簡易舗装工、構造物等取壊し工、調整池浚渫工、のり面保護網工、布製型わく工、調整池工</td></tr> <tr> <td>工事用道路工</td><td>客土掘削、種散布工、用排水工、防護柵、簡易舗装工、大型土のう工、仮設橋工</td></tr> <tr> <td>雑工</td><td>上記以外の合計</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書1-19-2に規定する履行報告 上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。</p> <p>1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。 2) 計画出来高累計折線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。 3) 当月までの延べ労働時間について月毎、年毎、累計について記入する。</p> <p>14. 工事用道路に関する事項 14-1 工事用道路の指定 共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「経路図」に示すとおりとし、その路線名、区間、幅員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>路線名又は場所</th><th>幅員</th><th>延長</th><th>路面</th><th>用地</th><th>使用開始時期</th><th>施工者</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>村道</td><td>4m</td><td>約2,650m</td><td>砂利</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr> <td>②</td><td>道道夕張新得線</td><td>8m</td><td>約11,580m</td><td>舗装</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> <tr> <td>③</td><td>村道</td><td>4m</td><td>約370m</td><td>砂利</td><td>無償</td><td>—</td><td>—</td><td>既設</td></tr> </tbody> </table>	工程表の項目	単価表の項目	函渠工	客土掘削、盛土工、構造物掘削、縦目工、コンクリート、型わく、鉄筋、防護柵、はく落防止対策工、簡易舗装工	管渠工	客土掘削、構造物掘削、基礎材、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、構造物等取壊し工	立木伐採工	立木伐採工	調整池工	道路掘削、基礎材、種吹付工、立入防止柵、簡易舗装工、構造物等取壊し工、調整池浚渫工、のり面保護網工、布製型わく工、調整池工	工事用道路工	客土掘削、種散布工、用排水工、防護柵、簡易舗装工、大型土のう工、仮設橋工	雑工	上記以外の合計	番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	①	村道	4m	約2,650m	砂利	無償	—	—	既設	②	道道夕張新得線	8m	約11,580m	舗装	無償	—	—	既設	③	村道	4m	約370m	砂利	無償	—	—	既設
工程表の項目	単価表の項目																																																		
函渠工	客土掘削、盛土工、構造物掘削、縦目工、コンクリート、型わく、鉄筋、防護柵、はく落防止対策工、簡易舗装工																																																		
管渠工	客土掘削、構造物掘削、基礎材、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、構造物等取壊し工																																																		
立木伐採工	立木伐採工																																																		
調整池工	道路掘削、基礎材、種吹付工、立入防止柵、簡易舗装工、構造物等取壊し工、調整池浚渫工、のり面保護網工、布製型わく工、調整池工																																																		
工事用道路工	客土掘削、種散布工、用排水工、防護柵、簡易舗装工、大型土のう工、仮設橋工																																																		
雑工	上記以外の合計																																																		
番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考																																											
①	村道	4m	約2,650m	砂利	無償	—	—	既設																																											
②	道道夕張新得線	8m	約11,580m	舗装	無償	—	—	既設																																											
③	村道	4m	約370m	砂利	無償	—	—	既設																																											

正誤表(4)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分																																																			
誤	<p>27-2-3 構造物掘削</p> <p>(1) 種別 構造物掘削の単価表の項目の種別及び作業内容は、共通仕様書2-8-1「定義」に示す他、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th colspan="6">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物掘削 普通部A</td> <td colspan="6"> 1) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における仮置き、構造物埋戻し、敷均し、締固め 3) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部A</td> <td colspan="6"> 1) 自立式土留工（鋼矢板U型）の電動式バイプロハンマによる打込み及び切断 2) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 3) 同国川工事用道路への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※構造物掘削 普通部A及び特殊部Aの積算上の土質区分は「土砂B」相当とする。</p> <p>(2) 土留め工の種別 構造物掘削特殊部で施工する土留め工の種別は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>工法</th> <th>支保形式</th> <th>鋼矢板規格</th> <th>数量(枚)</th> <th>矢板長さ(m)</th> <th>継施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">構造物掘削 特殊部A</td> <td rowspan="2">電動式 バイプロ ハンマ</td> <td rowspan="2">自立式</td> <td rowspan="2">鋼矢板 U型</td> <td>19</td> <td>12.5</td> <td>19</td> <td>中古品 切断撤去(1.1m) 存置(11.4m)</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>13.0</td> <td>19</td> <td>中古品 切断撤去(1.4m) 存置(11.6m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 溝水対策 構造物掘削において、1~2台程度の通常のポンプで排水処理することができない著しい湧水により特別な排水施設による対策の必要があると認められ、監督員が工法等の変更を指示した場合受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 平板載荷試験 平板載荷試験の実施箇所は次のとおりとする。なおこれに要する費用については関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施箇所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函渠工 (STA.1026+80) 施工箇所の掘削床付け面</td> <td>地盤支持力の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 支払 共通仕様書2-8-1-1「支払」に下記の項目を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(6) 構造物掘削 普通部A</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部A</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">26</p>	単価表の項目	区分内容						構造物掘削 普通部A	1) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における仮置き、構造物埋戻し、敷均し、締固め 3) 含水量の調節、水替						構造物掘削 特殊部A	1) 自立式土留工（鋼矢板U型）の電動式バイプロハンマによる打込み及び切断 2) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 3) 同国川工事用道路への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替						単価表の項目	工法	支保形式	鋼矢板規格	数量(枚)	矢板長さ(m)	継施工箇所	備考	構造物掘削 特殊部A	電動式 バイプロ ハンマ	自立式	鋼矢板 U型	19	12.5	19	中古品 切断撤去(1.1m) 存置(11.4m)	19	13.0	19	中古品 切断撤去(1.4m) 存置(11.6m)	実施箇所	内容	函渠工 (STA.1026+80) 施工箇所の掘削床付け面	地盤支持力の確認	単価表の項目	検査の単位	2-(6) 構造物掘削 普通部A	m ²	特殊部A	m ²
単価表の項目	区分内容																																																			
構造物掘削 普通部A	1) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における仮置き、構造物埋戻し、敷均し、締固め 3) 含水量の調節、水替																																																			
構造物掘削 特殊部A	1) 自立式土留工（鋼矢板U型）の電動式バイプロハンマによる打込み及び切断 2) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 3) 同国川工事用道路への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替																																																			
単価表の項目	工法	支保形式	鋼矢板規格	数量(枚)	矢板長さ(m)	継施工箇所	備考																																													
構造物掘削 特殊部A	電動式 バイプロ ハンマ	自立式	鋼矢板 U型	19	12.5	19	中古品 切断撤去(1.1m) 存置(11.4m)																																													
				19	13.0	19	中古品 切断撤去(1.4m) 存置(11.6m)																																													
実施箇所	内容																																																			
函渠工 (STA.1026+80) 施工箇所の掘削床付け面	地盤支持力の確認																																																			
単価表の項目	検査の単位																																																			
2-(6) 構造物掘削 普通部A	m ²																																																			
特殊部A	m ²																																																			
特記仕様書 27-2- 3 構造物 掘削	<p>27-2-3 構造物掘削</p> <p>(1) 種別 構造物掘削の単価表の項目の種別及び作業内容は、共通仕様書2-8-1「定義」に示す他、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th colspan="6">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物掘削 普通部A</td> <td colspan="6"> 1) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 2) 敷均し、締固め 3) 含水量の調節、水替 </td> </tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部A</td> <td colspan="6"> 1) 自立式土留工（鋼矢板U型）の電動式バイプロハンマによる打込み及び切断 2) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 3) 同国川工事用道路への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※構造物掘削 普通部A及び特殊部Aの積算上の土質区分は「土砂B」相当とする。</p> <p>(2) 土留め工の種別 構造物掘削特殊部で施工する土留め工の種別は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>工法</th> <th>支保形式</th> <th>鋼矢板規格</th> <th>数量(枚)</th> <th>矢板長さ(m)</th> <th>継施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">構造物掘削 特殊部A</td> <td rowspan="2">電動式 バイプロ ハンマ</td> <td rowspan="2">自立式</td> <td rowspan="2">鋼矢板 U型</td> <td>19</td> <td>12.5</td> <td>19</td> <td>中古品 切断撤去(1.1m) 存置(11.4m)</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>13.0</td> <td>19</td> <td>中古品 切断撤去(1.4m) 存置(11.6m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 溝水対策 構造物掘削において、1~2台程度の通常のポンプで排水処理することができない著しい湧水により特別な排水施設による対策の必要があると認められ、監督員が工法等の変更を指示した場合受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 平板載荷試験 平板載荷試験の実施箇所は次のとおりとする。なおこれに要する費用については関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施箇所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函渠工 (STA.1026+80) 施工箇所の掘削床付け面</td> <td>地盤支持力の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 支払 共通仕様書2-8-1-1「支払」に下記の項目を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-(6) 構造物掘削 普通部A</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>特殊部A</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">26</p>	単価表の項目	区分内容						構造物掘削 普通部A	1) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 2) 敷均し、締固め 3) 含水量の調節、水替						構造物掘削 特殊部A	1) 自立式土留工（鋼矢板U型）の電動式バイプロハンマによる打込み及び切断 2) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 3) 同国川工事用道路への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替						単価表の項目	工法	支保形式	鋼矢板規格	数量(枚)	矢板長さ(m)	継施工箇所	備考	構造物掘削 特殊部A	電動式 バイプロ ハンマ	自立式	鋼矢板 U型	19	12.5	19	中古品 切断撤去(1.1m) 存置(11.4m)	19	13.0	19	中古品 切断撤去(1.4m) 存置(11.6m)	実施箇所	内容	函渠工 (STA.1026+80) 施工箇所の掘削床付け面	地盤支持力の確認	単価表の項目	検査の単位	2-(6) 構造物掘削 普通部A	m ²	特殊部A	m ²
単価表の項目	区分内容																																																			
構造物掘削 普通部A	1) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 2) 敷均し、締固め 3) 含水量の調節、水替																																																			
構造物掘削 特殊部A	1) 自立式土留工（鋼矢板U型）の電動式バイプロハンマによる打込み及び切断 2) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 3) 同国川工事用道路への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替																																																			
単価表の項目	工法	支保形式	鋼矢板規格	数量(枚)	矢板長さ(m)	継施工箇所	備考																																													
構造物掘削 特殊部A	電動式 バイプロ ハンマ	自立式	鋼矢板 U型	19	12.5	19	中古品 切断撤去(1.1m) 存置(11.4m)																																													
				19	13.0	19	中古品 切断撤去(1.4m) 存置(11.6m)																																													
実施箇所	内容																																																			
函渠工 (STA.1026+80) 施工箇所の掘削床付け面	地盤支持力の確認																																																			
単価表の項目	検査の単位																																																			
2-(6) 構造物掘削 普通部A	m ²																																																			
特殊部A	m ²																																																			

正誤表(5)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分																																				
誤	<p>27-4 用排水管のみ口、吐口 (1) 種別 共通仕様書5-4に規定する用排水管のみ口、吐口の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> <th style="text-align: center;">設計図書に示す記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">F-φD</td> <td style="text-align: center;">パイプカルバートφDに設置するのみ口</td> <td style="text-align: center;">F-φDのみ口</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注) Dは管径(m)を示す。</p> <p>(2) 支払 共通仕様書5-4-5「支払い」に下記の項目を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5-(6) 用・排水管のみ口、吐口</td> <td style="text-align: center;">箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-5 カルバート工 27-5-1 継目工 (1) 種別 共通仕様書6-3-4「継目工の種別」の種別に次を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I型A</td> <td style="text-align: center;">ボックスカルバート新設部において、継目に止水板A、目地材及び防水シートを設置した後、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">IV型</td> <td style="text-align: center;">ボックスカルバート延伸箇所において、既設部と新設部との継目にし型止水板、ジョイントバー、防水シート等を設置、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支払 共通仕様書6-3-6「支払」に下記の項目を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6-(1) 継目工</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">I型A</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">IV型</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-6 交通安全施設工 27-6-1 立入防止柵撤去設置工 (1) 種別 共通仕様書15-9-2「種別及び発生材の処理」に次を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">基礎区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">立入防止柵撤去設置工</td> <td style="text-align: center;">鋼管ぐい基礎 (L=1100)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般型積雪地用S4(1)(C)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支払 共通仕様書15-9-5「支払」に下記の項目を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15-(11) 立入防止柵撤去設置工</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般型積雪地用S4(1)(C)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">28</p>	単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号	F-φD	パイプカルバートφDに設置するのみ口	F-φDのみ口	単価表の項目	検査の単位	5-(6) 用・排水管のみ口、吐口	箇所	単価表の項目	区分内容	I型A	ボックスカルバート新設部において、継目に止水板A、目地材及び防水シートを設置した後、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。	IV型	ボックスカルバート延伸箇所において、既設部と新設部との継目にし型止水板、ジョイントバー、防水シート等を設置、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。	単価表の項目	検査の単位	6-(1) 継目工	m	I型A	m	IV型	m	単価表の項目	基礎区分	立入防止柵撤去設置工	鋼管ぐい基礎 (L=1100)	一般型積雪地用S4(1)(C)		単価表の項目	検査の単位	15-(11) 立入防止柵撤去設置工	m	一般型積雪地用S4(1)(C)	
単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号																																			
F-φD	パイプカルバートφDに設置するのみ口	F-φDのみ口																																			
単価表の項目	検査の単位																																				
5-(6) 用・排水管のみ口、吐口	箇所																																				
単価表の項目	区分内容																																				
I型A	ボックスカルバート新設部において、継目に止水板A、目地材及び防水シートを設置した後、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。																																				
IV型	ボックスカルバート延伸箇所において、既設部と新設部との継目にし型止水板、ジョイントバー、防水シート等を設置、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。																																				
単価表の項目	検査の単位																																				
6-(1) 継目工	m																																				
I型A	m																																				
IV型	m																																				
単価表の項目	基礎区分																																				
立入防止柵撤去設置工	鋼管ぐい基礎 (L=1100)																																				
一般型積雪地用S4(1)(C)																																					
単価表の項目	検査の単位																																				
15-(11) 立入防止柵撤去設置工	m																																				
一般型積雪地用S4(1)(C)																																					
特記仕様書 27-6 交通安全施 設工	<p>27-4 用排水管のみ口、吐口 (1) 種別 共通仕様書5-4に規定する用排水管のみ口、吐口の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> <th style="text-align: center;">設計図書に示す記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">F-φD</td> <td style="text-align: center;">パイプカルバートφDに設置するのみ口</td> <td style="text-align: center;">F-φDのみ口</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注) Dは管径(m)を示す。</p> <p>(2) 支払 共通仕様書5-4-5「支払い」に下記の項目を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5-(6) 用・排水管のみ口、吐口</td> <td style="text-align: center;">箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-5 カルバート工 27-5-1 継目工 (1) 種別 共通仕様書6-3-4「継目工の種別」の種別に次を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I型A</td> <td style="text-align: center;">ボックスカルバート新設部において、継目に止水板A、目地材及び防水シートを設置した後、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">IV型</td> <td style="text-align: center;">ボックスカルバート延伸箇所において、既設部と新設部との継目にし型止水板、ジョイントバー、防水シート等を設置、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支払 共通仕様書6-3-6「支払」に下記の項目を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6-(1) 継目工</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">I型A</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">IV型</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-6 交通安全施設工 27-6-1 立入防止柵工 (1) 種別 共通仕様書15-4-2「種別」に次を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">基礎区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">立入防止柵工</td> <td style="text-align: center;">鋼管ぐい基礎 (L=1150)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般型積雪地用S4(1)(A)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支払 共通仕様書15-4-7「支払」に下記の項目を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15-(5) 立入防止柵</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般型積雪地用S4(1)(A)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">28</p>	単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号	F-φD	パイプカルバートφDに設置するのみ口	F-φDのみ口	単価表の項目	検査の単位	5-(6) 用・排水管のみ口、吐口	箇所	単価表の項目	区分内容	I型A	ボックスカルバート新設部において、継目に止水板A、目地材及び防水シートを設置した後、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。	IV型	ボックスカルバート延伸箇所において、既設部と新設部との継目にし型止水板、ジョイントバー、防水シート等を設置、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。	単価表の項目	検査の単位	6-(1) 継目工	m	I型A	m	IV型	m	単価表の項目	基礎区分	立入防止柵工	鋼管ぐい基礎 (L=1150)	一般型積雪地用S4(1)(A)		単価表の項目	検査の単位	15-(5) 立入防止柵	m	一般型積雪地用S4(1)(A)	
単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号																																			
F-φD	パイプカルバートφDに設置するのみ口	F-φDのみ口																																			
単価表の項目	検査の単位																																				
5-(6) 用・排水管のみ口、吐口	箇所																																				
単価表の項目	区分内容																																				
I型A	ボックスカルバート新設部において、継目に止水板A、目地材及び防水シートを設置した後、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。																																				
IV型	ボックスカルバート延伸箇所において、既設部と新設部との継目にし型止水板、ジョイントバー、防水シート等を設置、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。																																				
単価表の項目	検査の単位																																				
6-(1) 継目工	m																																				
I型A	m																																				
IV型	m																																				
単価表の項目	基礎区分																																				
立入防止柵工	鋼管ぐい基礎 (L=1150)																																				
一般型積雪地用S4(1)(A)																																					
単価表の項目	検査の単位																																				
15-(5) 立入防止柵	m																																				
一般型積雪地用S4(1)(A)																																					

正誤表(6)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分																						
誤	<p>27-4 用排水管のみ口、吐口 (1) 種別 共通仕様書5-4に規定する用排水管のみ口、吐口の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left;">区分内容</th> <th style="text-align: left;">設計図書に示す記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F-φD</td> <td>パイプカルバート φDに設置するのみ口</td> <td>F-φDのみ口</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) Dは管径 (m) を示す。</p> <p>(2) 支払 共通仕様書5-4-5「支払い」に下記の項目を追加する。 単価表の項目 検測の単位 5-(6) 用・排水管のみ口、吐口 F-φD 箇所</p> <p>27-5 カルバート工 27-5-1 継目工 (1) 種別 共通仕様書6-3-4「継目工の種別」の種別に次を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型A</td> <td>ボックスカルバート新設部において、縦目に止水板A、目地材及び防水シートを設置した後、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。</td> </tr> <tr> <td>IV型</td> <td>ボックスカルバート延伸箇所において、既設部と新設部との縦目にL型止水板、ジョイントバー、防水シート等を設置、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支払 共通仕様書6-3-6「支払」に下記の項目を追加する。 単価表の項目 検測の単位 6-(1) 継目工 I型A m IV型 m</p> <p>27-6 交通安全施設工 27-6-1 立入防止柵撤去設置工 (1) 種別 共通仕様書15-9-2「種別及び発生材の処理」に次を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left;">基礎区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用S4 (1) (C)</td> <td>鋼管ぐい基礎 (L=1100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支払 共通仕様書15-9-5「支払」に下記の項目を追加する。 単価表の項目 検測の単位 15-(11) 立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用S4 (1) (C) m</p>	単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号	F-φD	パイプカルバート φDに設置するのみ口	F-φDのみ口	単価表の項目	区分内容	I型A	ボックスカルバート新設部において、縦目に止水板A、目地材及び防水シートを設置した後、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。	IV型	ボックスカルバート延伸箇所において、既設部と新設部との縦目にL型止水板、ジョイントバー、防水シート等を設置、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。	単価表の項目	基礎区分	立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用S4 (1) (C)	鋼管ぐい基礎 (L=1100)						
単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号																					
F-φD	パイプカルバート φDに設置するのみ口	F-φDのみ口																					
単価表の項目	区分内容																						
I型A	ボックスカルバート新設部において、縦目に止水板A、目地材及び防水シートを設置した後、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。																						
IV型	ボックスカルバート延伸箇所において、既設部と新設部との縦目にL型止水板、ジョイントバー、防水シート等を設置、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するものをいう。																						
単価表の項目	基礎区分																						
立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用S4 (1) (C)	鋼管ぐい基礎 (L=1100)																						
特記仕様書 27-6 交通安全施 設工	<p>28</p> <p>27-6-2 立入防止柵撤去設置工 (1) 種別 共通仕様書15-9-2「種別及び発生材の処理」に次を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left;">基礎区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用S4 (1) (C)</td> <td>鋼管ぐい基礎 (L=1100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支払 共通仕様書15-9-5「支払」に下記の項目を追加する。 単価表の項目 検測の単位 15-(11) 立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用S4 (1) (C) m</p> <p>27-7 緩工 27-7-1 簡易舗装工 (1) 種別 簡易舗装工の単価表の項目の種別は、共通仕様書18-5-1「定義」に示す他、次を追加する。なお、aは厚さを示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=a cm)</td> <td>路盤用切込碎石を用いるもの</td> </tr> <tr> <td>簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=a cm)</td> <td>密粒度アスファルト混合物(13F)を用いるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-7-2 カルバート番号板 (1) 種別 共通仕様書18-1-1に規定するカルバート番号板の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left;">番号板の文字数</th> <th style="text-align: left;">番号板の桁数</th> <th style="text-align: left;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルバート番号板</td> <td>3文字</td> <td>1桁</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>27-7-3 構造物等取壊し工 (1) 種別 構造物等取壊し工の単価表の項目の種別は、共通仕様書18-1-2-1「定義」に示す他、次を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)</td> <td>設計図書により指定されたコンクリート構造物(無筋)を現地にて1辺30cm程度に人力取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	基礎区分	立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用S4 (1) (C)	鋼管ぐい基礎 (L=1100)	単価表の項目	区分内容	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=a cm)	路盤用切込碎石を用いるもの	簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=a cm)	密粒度アスファルト混合物(13F)を用いるもの	単価表の項目	番号板の文字数	番号板の桁数	備考	カルバート番号板	3文字	1桁		単価表の項目	区分内容	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	設計図書により指定されたコンクリート構造物(無筋)を現地にて1辺30cm程度に人力取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。
単価表の項目	基礎区分																						
立入防止柵撤去設置工 一般型積雪地用S4 (1) (C)	鋼管ぐい基礎 (L=1100)																						
単価表の項目	区分内容																						
簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=a cm)	路盤用切込碎石を用いるもの																						
簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=a cm)	密粒度アスファルト混合物(13F)を用いるもの																						
単価表の項目	番号板の文字数	番号板の桁数	備考																				
カルバート番号板	3文字	1桁																					
単価表の項目	区分内容																						
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	設計図書により指定されたコンクリート構造物(無筋)を現地にて1辺30cm程度に人力取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。																						

正誤表(7)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分																														
	<p>27-7-7 雜工 27-7-1 簡易舗装工 (1) 種別 簡易舗装工の単価表の項目の種別は、共通仕様書18-5-1「定義」に示す他、次を追加する。なお、aは厚さを示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>区分内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易舗装工 切込碎石路盤工($t = a\text{ cm}$)</td><td>路盤用切込碎石を用いるもの</td></tr> <tr> <td>簡易舗装工 加熱アスファルト表層工($t = a\text{ cm}$)</td><td>密粒度アスファルト混合物(13F)を用いるもの</td></tr> </tbody> </table> <p>27-7-2 カルバート番号板 (1) 種別 共通仕様書18-1-1に規定するカルバート番号板の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>番号板の文字数</th><th>番号板の桁数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルバート番号板</td><td>3文字</td><td>1桁</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>27-7-3 構造物等取壊し工 (1) 種別 構造物等取壊し工の単価表の項目の種別は、共通仕様書18-1-2-1「定義」に示す他、次を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>区分内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)</td><td>設計図書により指定されたコンクリート構造物(無筋)を現地にて1辺30cm程度に人力で取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。</td></tr> <tr> <td>構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)</td><td>設計図書により指定されたコンクリート構造物(有筋)を現地にて1辺30cm程度に機械(大型ブレーカ)で取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。</td></tr> <tr> <td>構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)</td><td>アスファルト舗装版取壊しにより発生したアスファルト舗装版を運搬可能な形状に取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。(舗装厚さ $t = 10\text{cm}$ 以下)</td></tr> <tr> <td>構造物等取壊し工 布製型わく取壊し</td><td>設計図書により指定された調整池の護岸を現地にて1辺30cm程度に機械取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 数量の検測 共通仕様書18-1-2-4「数量の検測」に次を追加する。 コンクリート構造物取壊し、アスファルト舗装版取壊し、布製型わく取壊しの数量の検測は、 設計数量 [m^3 又は m^2] で行うものとする。 29</p>	単価表の項目	区分内容	簡易舗装工 切込碎石路盤工($t = a\text{ cm}$)	路盤用切込碎石を用いるもの	簡易舗装工 加熱アスファルト表層工($t = a\text{ cm}$)	密粒度アスファルト混合物(13F)を用いるもの	単価表の項目	番号板の文字数	番号板の桁数	備考	カルバート番号板	3文字	1桁		単価表の項目	区分内容	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	設計図書により指定されたコンクリート構造物(無筋)を現地にて1辺30cm程度に人力で取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。	構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)	設計図書により指定されたコンクリート構造物(有筋)を現地にて1辺30cm程度に機械(大型ブレーカ)で取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。	構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)	アスファルト舗装版取壊しにより発生したアスファルト舗装版を運搬可能な形状に取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。(舗装厚さ $t = 10\text{cm}$ 以下)	構造物等取壊し工 布製型わく取壊し	設計図書により指定された調整池の護岸を現地にて1辺30cm程度に機械取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。						
単価表の項目	区分内容																														
簡易舗装工 切込碎石路盤工($t = a\text{ cm}$)	路盤用切込碎石を用いるもの																														
簡易舗装工 加熱アスファルト表層工($t = a\text{ cm}$)	密粒度アスファルト混合物(13F)を用いるもの																														
単価表の項目	番号板の文字数	番号板の桁数	備考																												
カルバート番号板	3文字	1桁																													
単価表の項目	区分内容																														
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	設計図書により指定されたコンクリート構造物(無筋)を現地にて1辺30cm程度に人力で取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。																														
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)	設計図書により指定されたコンクリート構造物(有筋)を現地にて1辺30cm程度に機械(大型ブレーカ)で取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。																														
構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)	アスファルト舗装版取壊しにより発生したアスファルト舗装版を運搬可能な形状に取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。(舗装厚さ $t = 10\text{cm}$ 以下)																														
構造物等取壊し工 布製型わく取壊し	設計図書により指定された調整池の護岸を現地にて1辺30cm程度に機械取壊し、積込み、産業廃棄物処理施設まで運搬処理することをいう。																														
特記仕様書 27-7-3 構造物等取壊 し工	<p>構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B)</p> <p>構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A)</p> <p>構造物等取壊し工 布製型わく取壊し</p> <p>(2) 数量の検測 共通仕様書18-1-2-4「数量の検測」に次を追加する。 コンクリート構造物取壊し、アスファルト舗装版取壊し、布製型わく取壊しの数量の検測は、 設計数量 [m^3 又は m^2] で行うものとする。</p> <p>(3) 支払 共通仕様書18-1-2-5「支払」に下記を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>検測の単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(17) 構造物等取壊し工</td><td></td></tr> <tr> <td>コンクリート構造物取壊し(Type A)</td><td>m^3</td></tr> <tr> <td>コンクリート構造物取壊し(Type B)</td><td>m^3</td></tr> <tr> <td>アスファルト舗装版取壊し(Type A)</td><td>m^2</td></tr> <tr> <td>布製型わく取壊し</td><td>m^2</td></tr> </tbody> </table> <p>27-8 交通保安要員 (1) 種別 共通仕様書19-4-2に規定する交通保安要員の種別は、次のとおりとする。交通保安要員は、土運搬及び資機材搬入等の期間中に配置するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>配置場所</th><th>配置人数</th><th>交替要員</th><th>配置時間</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">交通誘導警備員A</td><td>道道夕張新得線 (①村道出入口)</td><td>1人</td><td rowspan="4">無</td><td rowspan="4">8:30 ~16:30</td><td rowspan="4">休憩時間中 は配置不要</td></tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (③村道出入口)</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (両国川工事用道路出入口) 交通規制時</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>道道夕張新得線 (両国川工事用道路出入口)</td><td>1人</td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	18-(17) 構造物等取壊し工		コンクリート構造物取壊し(Type A)	m^3	コンクリート構造物取壊し(Type B)	m^3	アスファルト舗装版取壊し(Type A)	m^2	布製型わく取壊し	m^2	単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間	備考	交通誘導警備員A	道道夕張新得線 (①村道出入口)	1人	無	8:30 ~16:30	休憩時間中 は配置不要	道道夕張新得線 (③村道出入口)	1人	道道夕張新得線 (両国川工事用道路出入口) 交通規制時	2人	道道夕張新得線 (両国川工事用道路出入口)	1人
単価表の項目	検測の単位																														
18-(17) 構造物等取壊し工																															
コンクリート構造物取壊し(Type A)	m^3																														
コンクリート構造物取壊し(Type B)	m^3																														
アスファルト舗装版取壊し(Type A)	m^2																														
布製型わく取壊し	m^2																														
単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間	備考																										
交通誘導警備員A	道道夕張新得線 (①村道出入口)	1人	無	8:30 ~16:30	休憩時間中 は配置不要																										
	道道夕張新得線 (③村道出入口)	1人																													
	道道夕張新得線 (両国川工事用道路出入口) 交通規制時	2人																													
	道道夕張新得線 (両国川工事用道路出入口)	1人																													

正誤表(8)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分																												
	<p>2.8. 割掛対象表の項目に示す工事の内容</p> <p>(1) 割掛けた項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章総則「表1-3 割掛けた対象表の項目に示す工事の内容」によるほか、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">【共通仮設費】</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding-top: 2px;">割掛けた対象表の項目名称</th><th style="text-align: left; padding-top: 2px;">工事の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 2px;">工事用機械運搬費 (土工)</td><td style="padding-top: 2px;">土工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">工事用機械分解組立費 (仮棧橋)</td><td style="padding-top: 2px;">工事用仮棧橋工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">仮設材等運搬費 (構造物掘削)</td><td style="padding-top: 2px;">構造物掘削工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">仮設材等運搬費 (仮橋)</td><td style="padding-top: 2px;">工事用仮棧橋工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">仮設材等運搬費 (工事用進入路)</td><td style="padding-top: 2px;">工事用進入路工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">【準備工事費】</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding-top: 2px;">割掛けた対象表の項目名称</th><th style="text-align: left; padding-top: 2px;">工事の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 2px;">道路清掃費</td><td style="padding-top: 2px;">道路の路面清掃に要する費用をいう。</td></tr> </tbody> </table> <p>2.9. 補足事項</p> <p>2.9-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>次に示す作業については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更又は追加する可能性があるもので、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 快適トイレを導入可能な場合は、仕様、費用について監督員と協議すること (2) 部分使用的範囲及び時期の変更 (3) 土運搬通行路の安全対策工及び交通保安要員並びに待避所の設置の追加 (4) 土運搬通行路の路面補修及び改修の追加 (5) 調整池浚渫土の成分分析及び最終処分の追加 (6) 防護柵の新設設置の追加 (7) 有償木が発生した場合は、監督員と協議すること (8) STA.1026+80 C-Bx 施工時の水路切回しの追加 (9) STA.1026+80 既設C-Bxの補修工及びく落対策工の追加 (10) 光通信ケーブル等の近接作業（試掘・防護等）の追加 (11) 関係機関との協議に伴う工事用道路の施工方法、補修等の変更及び追加 (12) 本特記仕様書2.1-1に基づく、指定部分及び使用開始時期の変更 <p style="text-align: right;">40</p>	【共通仮設費】		割掛けた対象表の項目名称	工事の内容	工事用機械運搬費 (土工)	土工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	仮設材等運搬費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。	仮設材等運搬費 (仮橋)	工事用仮棧橋工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。	仮設材等運搬費 (工事用進入路)	工事用進入路工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。	【準備工事費】		割掛けた対象表の項目名称	工事の内容	道路清掃費	道路の路面清掃に要する費用をいう。								
【共通仮設費】																													
割掛けた対象表の項目名称	工事の内容																												
工事用機械運搬費 (土工)	土工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																												
工事用機械分解組立費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																												
仮設材等運搬費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。																												
仮設材等運搬費 (仮橋)	工事用仮棧橋工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。																												
仮設材等運搬費 (工事用進入路)	工事用進入路工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。																												
【準備工事費】																													
割掛けた対象表の項目名称	工事の内容																												
道路清掃費	道路の路面清掃に要する費用をいう。																												
特記仕様書 2.8. 割掛けた対象表の項目に示す工事の内容 容	<p>の際、近接対象物に衝撃や圧力を加えないよう留意するとともに、転石等があればこれを除去した後、埋戻しを行うものとする。</p> <p>(4) 数量の検測</p> <p>試掘工の数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。</p> <p>(5) 支払</p> <p>試掘工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う人力掘削、土のうの製作、設置等に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">検測の単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 2px;">特-1(11) 試掘工</td><td style="padding-top: 2px;">箇所</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">A</td><td style="padding-top: 2px;"></td></tr> </tbody> </table> <p>2.8. 割掛けた対象表の項目に示す工事の内容</p> <p>(1) 割掛けた項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章総則「表1-3 割掛けた対象表の項目に示す工事の内容」によるほか、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">【共通仮設費】</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding-top: 2px;">割掛けた対象表の項目名称</th><th style="text-align: left; padding-top: 2px;">工事の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 2px;">工事用機械分解組立費 (土工)</td><td style="padding-top: 2px;">土工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">工事用機械分解組立費 (構造物掘削)</td><td style="padding-top: 2px;">構造物掘削工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">工事用機械分解組立費 (仮棧橋)</td><td style="padding-top: 2px;">工事用仮棧橋工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">仮設材等運搬費 (構造物掘削)</td><td style="padding-top: 2px;">構造物掘削工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">仮設材等運搬費 (仮橋)</td><td style="padding-top: 2px;">工事用仮棧橋工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">仮設材等運搬費 (工事用進入路)</td><td style="padding-top: 2px;">工事用進入路工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding-bottom: 2px;">【準備工事費】</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding-top: 2px;">割掛けた対象表の項目名称</th><th style="text-align: left; padding-top: 2px;">工事の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 2px;">道路清掃費</td><td style="padding-top: 2px;">道路の路面清掃に要する費用をいう。</td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特-1(11) 試掘工	箇所	A		【共通仮設費】		割掛けた対象表の項目名称	工事の内容	工事用機械分解組立費 (土工)	土工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	仮設材等運搬費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。	仮設材等運搬費 (仮橋)	工事用仮棧橋工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。	仮設材等運搬費 (工事用進入路)	工事用進入路工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。	【準備工事費】		割掛けた対象表の項目名称	工事の内容	道路清掃費	道路の路面清掃に要する費用をいう。
単価表の項目	検測の単位																												
特-1(11) 試掘工	箇所																												
A																													
【共通仮設費】																													
割掛けた対象表の項目名称	工事の内容																												
工事用機械分解組立費 (土工)	土工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																												
工事用機械分解組立費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																												
工事用機械分解組立費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																												
仮設材等運搬費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。																												
仮設材等運搬費 (仮橋)	工事用仮棧橋工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。																												
仮設材等運搬費 (工事用進入路)	工事用進入路工で使用する仮設材（H型鋼、鋼矢板等）の運搬に要する費用をいう。																												
【準備工事費】																													
割掛けた対象表の項目名称	工事の内容																												
道路清掃費	道路の路面清掃に要する費用をいう。																												

正誤表(9)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分																																																																												
誤	<p style="text-align: center;"><u>割掛対象表参考内訳書 1 / 2</u></p> <p>【共通仮設費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳（参考）</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (土工)</td><td>土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td><td>普通ブルドーザ21t:1台-2往復 湿地ブルドーザ20t:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (仮棧橋)</td><td>工事用仮棧橋工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td><td>クローラクレーン120t級:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>仮設材等運搬費 (構造物掘削)</td><td>構造物掘削工で使用する仮設材(H型鋼、鋼矢板、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。</td><td>構造物掘削 特殊部A(C-Bx)で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>仮設材等運搬費 (仮棧橋)</td><td>工事用仮棧橋工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。</td><td>工事用仮棧橋工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>仮設材等運搬費 (工事用進入路)</td><td>工事用進入路工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。</td><td>工事用進入路工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>地質調査等費</td><td>平板載荷試験に要する費用をいう。</td><td>C-Bx:1箇所</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非破壊検査試験費</td><td>コンクリート構造物の非破壊検査による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。</td><td>C-Bx-上向:3箇所-側面:7箇所</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>【準備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳（参考）</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路清掃費</td><td>道路の路面清掃に要する費用をいう。</td><td>③【道道136号夕張新得線】 両国川工事用道路の出入口:1箇所 設置期間:32日 軽作業員:1名</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>割掛対象表参考内訳書 1 / 2</u></p> <p>【共通仮設費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳（参考）</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (土工)</td><td>土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td><td>普通ブルドーザ21t:1台-2往復 湿地ブルドーザ20t:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (構造物掘削)</td><td>構造物掘削工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料又は賃料に要する費用をいう。</td><td>クローラクレーン50t級:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費 (仮棧橋)</td><td>工事用仮棧橋工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td><td>クローラクレーン120t級:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>仮設材等運搬費 (構造物掘削)</td><td>構造物掘削工で使用する仮設材(H型鋼、鋼矢板、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。</td><td>構造物掘削 特殊部A(C-Bx)で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>仮設材等運搬費 (仮棧橋)</td><td>工事用仮棧橋工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。</td><td>工事用仮棧橋工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>仮設材等運搬費 (工事用進入路)</td><td>工事用進入路工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。</td><td>工事用進入路工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】</td><td>-</td></tr> <tr> <td>地質調査等費</td><td>平板載荷試験に要する費用をいう。</td><td>C-Bx:1箇所</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非破壊検査試験費</td><td>コンクリート構造物の非破壊検査による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。</td><td>C-Bx-上向:3箇所-側面:7箇所</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	工事用機械分解組立費 (土工)	土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	普通ブルドーザ21t:1台-2往復 湿地ブルドーザ20t:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	工事用機械分解組立費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	クローラクレーン120t級:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	仮設材等運搬費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する仮設材(H型鋼、鋼矢板、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	構造物掘削 特殊部A(C-Bx)で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	仮設材等運搬費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	工事用仮棧橋工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	仮設材等運搬費 (工事用進入路)	工事用進入路工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	工事用進入路工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	地質調査等費	平板載荷試験に要する費用をいう。	C-Bx:1箇所	-	非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊検査による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	C-Bx-上向:3箇所-側面:7箇所	-	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	道路清掃費	道路の路面清掃に要する費用をいう。	③【道道136号夕張新得線】 両国川工事用道路の出入口:1箇所 設置期間:32日 軽作業員:1名	-	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	工事用機械分解組立費 (土工)	土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	普通ブルドーザ21t:1台-2往復 湿地ブルドーザ20t:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	工事用機械分解組立費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料又は賃料に要する費用をいう。	クローラクレーン50t級:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	工事用機械分解組立費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	クローラクレーン120t級:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	仮設材等運搬費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する仮設材(H型鋼、鋼矢板、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	構造物掘削 特殊部A(C-Bx)で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	仮設材等運搬費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	工事用仮棧橋工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	仮設材等運搬費 (工事用進入路)	工事用進入路工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	工事用進入路工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-	地質調査等費	平板載荷試験に要する費用をいう。	C-Bx:1箇所	-	非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊検査による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	C-Bx-上向:3箇所-側面:7箇所	-
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																																																										
工事用機械分解組立費 (土工)	土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	普通ブルドーザ21t:1台-2往復 湿地ブルドーザ20t:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
工事用機械分解組立費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	クローラクレーン120t級:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
仮設材等運搬費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する仮設材(H型鋼、鋼矢板、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	構造物掘削 特殊部A(C-Bx)で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
仮設材等運搬費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	工事用仮棧橋工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
仮設材等運搬費 (工事用進入路)	工事用進入路工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	工事用進入路工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
地質調査等費	平板載荷試験に要する費用をいう。	C-Bx:1箇所	-																																																																										
非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊検査による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	C-Bx-上向:3箇所-側面:7箇所	-																																																																										
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																																																										
道路清掃費	道路の路面清掃に要する費用をいう。	③【道道136号夕張新得線】 両国川工事用道路の出入口:1箇所 設置期間:32日 軽作業員:1名	-																																																																										
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																																																										
工事用機械分解組立費 (土工)	土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	普通ブルドーザ21t:1台-2往復 湿地ブルドーザ20t:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
工事用機械分解組立費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料又は賃料に要する費用をいう。	クローラクレーン50t級:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
工事用機械分解組立費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	クローラクレーン120t級:1台-1往復 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
仮設材等運搬費 (構造物掘削)	構造物掘削工で使用する仮設材(H型鋼、鋼矢板、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	構造物掘削 特殊部A(C-Bx)で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
仮設材等運搬費 (仮棧橋)	工事用仮棧橋工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	工事用仮棧橋工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
仮設材等運搬費 (工事用進入路)	工事用進入路工で使用する仮設材(H型鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	工事用進入路工で使用する仮設材の運搬費 ○基地からの運搬【運搬距離:161km(片道)】	-																																																																										
地質調査等費	平板載荷試験に要する費用をいう。	C-Bx:1箇所	-																																																																										
非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊検査による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	C-Bx-上向:3箇所-側面:7箇所	-																																																																										
正																																																																													

正誤表(10)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

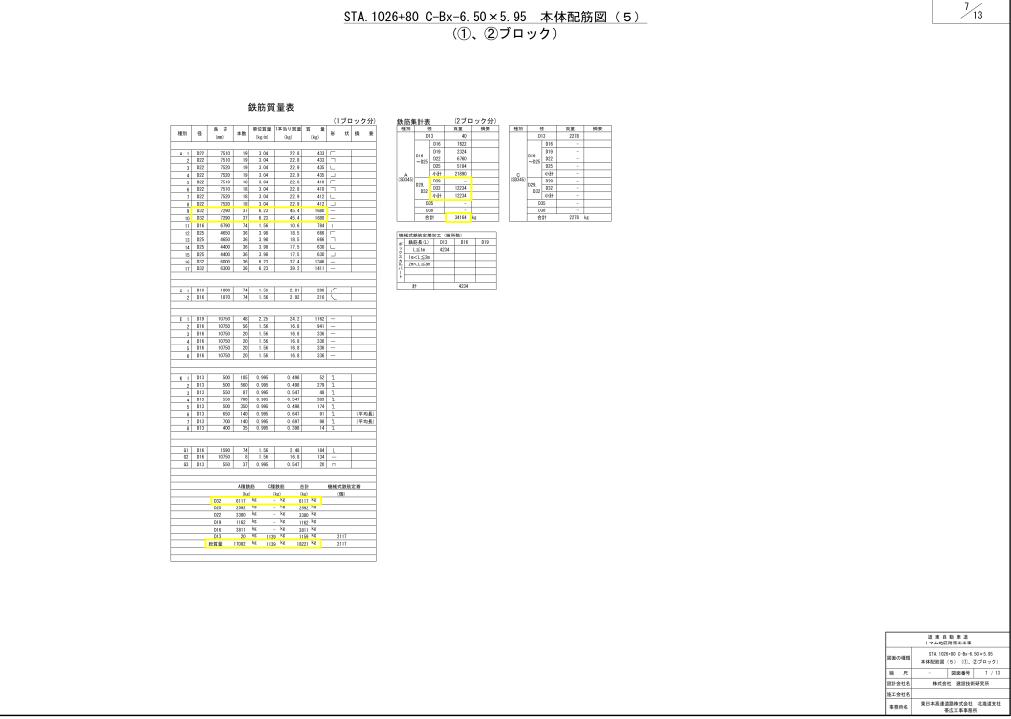
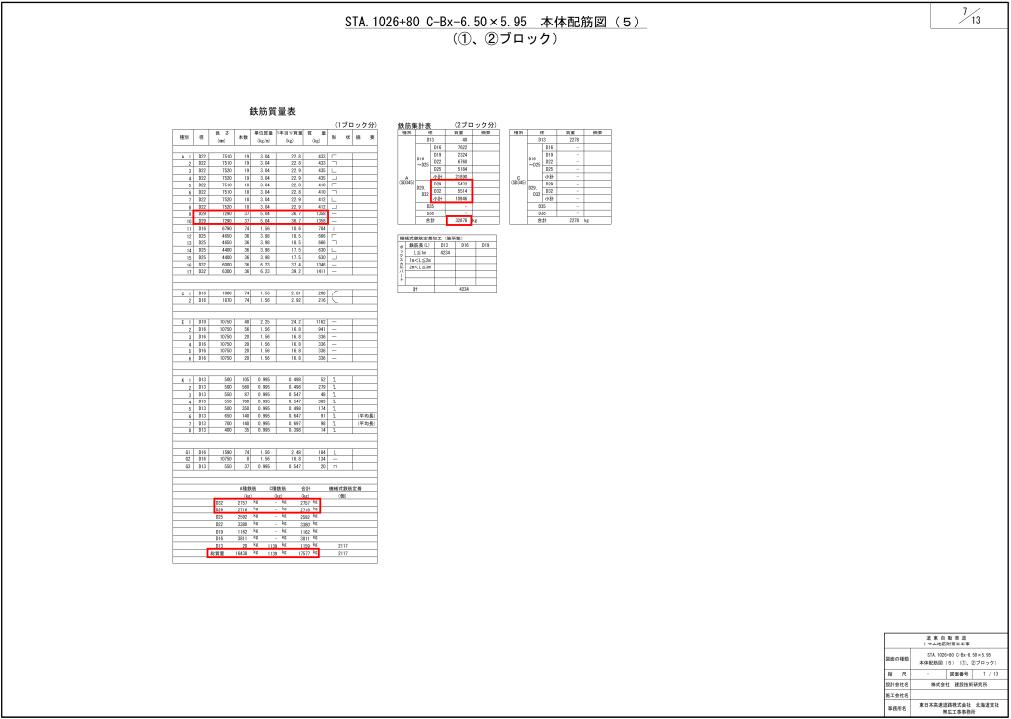
修正箇所		正誤区分													
誤	割掛け対象表	<積算データ管理>													
		*** 割掛け対象表 ***													
割掛け対象表		<積算データ管理>													
		*** 割掛け対象表 ***													

正誤表(11)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

正誤表(12)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分
誤	<p style="text-align: center;">STA. 1026+80 C-Bx-6.50×5.95 本体配筋図 (5) (①、②ブロック)</p>  <p style="text-align: right;">7 / 13</p>
設計図 函渠工 (7/13)	<p style="text-align: center;">STA. 1026+80 C-Bx-6.50×5.95 本体配筋図 (5) (①、②ブロック)</p>  <p style="text-align: right;">7 / 13</p>
正	

正誤表(13)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所		正誤区分				
		図面目録 (雑工・附帯工)				
設計図 雑工・附帯 工 (図面目録)		図面目録 (雑工・附帯工)				
正		図面目録 (雑工・附帯工)				

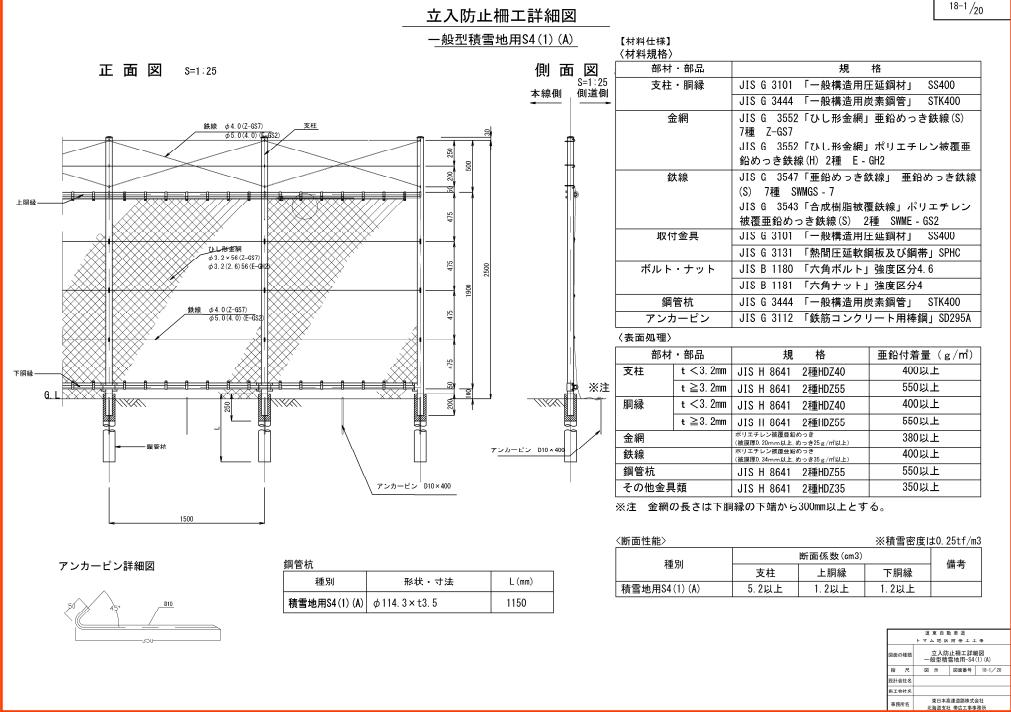
正誤表(14)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分
図面 設計図 雑工・附帯 工 (1/20)	
正	

正誤表(15)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所	正誤区分																																																																														
誤	—																																																																														
設計図 雑工・附帯 工 (18-1/20)	<p style="text-align: right;">18-1 / 20</p> <p style="text-align: center;">立入防止柵工詳細図 一般型積雪地用S4(1)(A)</p>  <p>正面図 S=1.25</p> <p>側面図 S=1.25 本線側 街道側</p> <p>【材料仕様】 〔材料規格〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部材・部品</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支柱・脚線</td> <td>JIS H 3101 「一般構造用圧延鋼材」 SS400 JIS G 3444 「一般構造用炭素鋼管」 STK400</td> </tr> <tr> <td>金網</td> <td>JIS G 3562 「ひし形金網」 垂鉛めっき鉄線(S) 7種 Z-G57 JIS G 3562 「T字形金網」 ポリエチレン被覆垂鉛めっき鉄線(H) 2種 E - GH</td> </tr> <tr> <td>鉄線</td> <td>JIS G 3547 「垂鉛めっき鉄線」 垂鉛めっき鉄線(S) 7種 SWMS-7 JIS G 3543 「合成樹脂被覆鉄線」 ポリエチレン被覆垂鉛めっき鉄線(S) 2種 SWM-GS2</td> </tr> <tr> <td>取付金具</td> <td>JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」 SS400 JIS G 3131 「熱間圧延板類及び鋼帶」 SPHC</td> </tr> <tr> <td>ボルト・ナット</td> <td>JIS B 1181 「六角ボルト」 強度区分4,6 JIS B 1181 「六角ナット」 強度区分4,6</td> </tr> <tr> <td>鋼管杭</td> <td>JIS G 3444 「一般構造用炭素鋼管」 STK400</td> </tr> <tr> <td>アンカーピン</td> <td>JIS G 3112 「鉄筋コンクリート用棒鋼」 SD295A</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注 金網の長さは下脚線の下端から300mm以上とする。</p> <p>【表面処理】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部材・部品</th> <th>規 格</th> <th>垂鉛付着量 (g/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支柱</td> <td>t < 3.2mm t ≥ 3.2mm</td> <td>JIS H 8641 2種HDZ40 400以上 JIS H 8641 2種HDZ55 550以上</td> </tr> <tr> <td>脚線</td> <td>t < 3.2mm t ≥ 3.2mm</td> <td>JIS H 8641 2種HDZ40 400以上 JIS II 0641 2種IDZ55 550以上</td> </tr> <tr> <td>金網</td> <td>〔表面処理〕 「シルバーラッピング」 「ホワイトラッピング」 「オフホワイトラッピング」 「カッターカット」 「ポリエチレン被覆鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(H)」</td> <td>380以上</td> </tr> <tr> <td>鉄線</td> <td>〔表面処理〕 「シルバーラッピング」 「ホワイトラッピング」 「オフホワイトラッピング」 「カッターカット」 「ポリエチレン被覆鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(H)」</td> <td>400以上</td> </tr> <tr> <td>鋼管杭</td> <td>JIS H 8641 2種HDZ55</td> <td>550以上</td> </tr> <tr> <td>その他金具類</td> <td>JIS H 8641 2種HDZ35</td> <td>350以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※積雪密度は0.25tf/m³</p> <p>【断面性能】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">断面係数(cm³)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>支柱</th> <th>上脚線</th> <th>下脚線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積雪地用S4(1)(A)</td> <td>5.2以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.2以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【施工記録】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工記録</th> <th>記入内容</th> <th>記入者</th> <th>監査者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工事用</td> <td>立入防止柵工事</td> <td>施工者名</td> <td>監査者名</td> </tr> <tr> <td>積雪地用S4(1)(A)</td> <td>立入防止柵工事</td> <td>施工者名</td> <td>監査者名</td> </tr> <tr> <td>施工終了日</td> <td>年月日</td> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> </tbody> </table>	部材・部品	規 格	支柱・脚線	JIS H 3101 「一般構造用圧延鋼材」 SS400 JIS G 3444 「一般構造用炭素鋼管」 STK400	金網	JIS G 3562 「ひし形金網」 垂鉛めっき鉄線(S) 7種 Z-G57 JIS G 3562 「T字形金網」 ポリエチレン被覆垂鉛めっき鉄線(H) 2種 E - GH	鉄線	JIS G 3547 「垂鉛めっき鉄線」 垂鉛めっき鉄線(S) 7種 SWMS-7 JIS G 3543 「合成樹脂被覆鉄線」 ポリエチレン被覆垂鉛めっき鉄線(S) 2種 SWM-GS2	取付金具	JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」 SS400 JIS G 3131 「熱間圧延板類及び鋼帶」 SPHC	ボルト・ナット	JIS B 1181 「六角ボルト」 強度区分4,6 JIS B 1181 「六角ナット」 強度区分4,6	鋼管杭	JIS G 3444 「一般構造用炭素鋼管」 STK400	アンカーピン	JIS G 3112 「鉄筋コンクリート用棒鋼」 SD295A	部材・部品	規 格	垂鉛付着量 (g/m ²)	支柱	t < 3.2mm t ≥ 3.2mm	JIS H 8641 2種HDZ40 400以上 JIS H 8641 2種HDZ55 550以上	脚線	t < 3.2mm t ≥ 3.2mm	JIS H 8641 2種HDZ40 400以上 JIS II 0641 2種IDZ55 550以上	金網	〔表面処理〕 「シルバーラッピング」 「ホワイトラッピング」 「オフホワイトラッピング」 「カッターカット」 「ポリエチレン被覆鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(H)」	380以上	鉄線	〔表面処理〕 「シルバーラッピング」 「ホワイトラッピング」 「オフホワイトラッピング」 「カッターカット」 「ポリエチレン被覆鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(H)」	400以上	鋼管杭	JIS H 8641 2種HDZ55	550以上	その他金具類	JIS H 8641 2種HDZ35	350以上	種別	断面係数(cm ³)			備考	支柱	上脚線	下脚線	積雪地用S4(1)(A)	5.2以上	1.2以上	1.2以上		施工記録	記入内容	記入者	監査者	一般工事用	立入防止柵工事	施工者名	監査者名	積雪地用S4(1)(A)	立入防止柵工事	施工者名	監査者名	施工終了日	年月日	年月日	年月日												
部材・部品	規 格																																																																														
支柱・脚線	JIS H 3101 「一般構造用圧延鋼材」 SS400 JIS G 3444 「一般構造用炭素鋼管」 STK400																																																																														
金網	JIS G 3562 「ひし形金網」 垂鉛めっき鉄線(S) 7種 Z-G57 JIS G 3562 「T字形金網」 ポリエチレン被覆垂鉛めっき鉄線(H) 2種 E - GH																																																																														
鉄線	JIS G 3547 「垂鉛めっき鉄線」 垂鉛めっき鉄線(S) 7種 SWMS-7 JIS G 3543 「合成樹脂被覆鉄線」 ポリエチレン被覆垂鉛めっき鉄線(S) 2種 SWM-GS2																																																																														
取付金具	JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」 SS400 JIS G 3131 「熱間圧延板類及び鋼帶」 SPHC																																																																														
ボルト・ナット	JIS B 1181 「六角ボルト」 強度区分4,6 JIS B 1181 「六角ナット」 強度区分4,6																																																																														
鋼管杭	JIS G 3444 「一般構造用炭素鋼管」 STK400																																																																														
アンカーピン	JIS G 3112 「鉄筋コンクリート用棒鋼」 SD295A																																																																														
部材・部品	規 格	垂鉛付着量 (g/m ²)																																																																													
支柱	t < 3.2mm t ≥ 3.2mm	JIS H 8641 2種HDZ40 400以上 JIS H 8641 2種HDZ55 550以上																																																																													
脚線	t < 3.2mm t ≥ 3.2mm	JIS H 8641 2種HDZ40 400以上 JIS II 0641 2種IDZ55 550以上																																																																													
金網	〔表面処理〕 「シルバーラッピング」 「ホワイトラッピング」 「オフホワイトラッピング」 「カッターカット」 「ポリエチレン被覆鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(H)」	380以上																																																																													
鉄線	〔表面処理〕 「シルバーラッピング」 「ホワイトラッピング」 「オフホワイトラッピング」 「カッターカット」 「ポリエチレン被覆鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(S)」 「垂鉛めっき鉄線(H)」	400以上																																																																													
鋼管杭	JIS H 8641 2種HDZ55	550以上																																																																													
その他金具類	JIS H 8641 2種HDZ35	350以上																																																																													
種別	断面係数(cm ³)			備考																																																																											
	支柱	上脚線	下脚線																																																																												
積雪地用S4(1)(A)	5.2以上	1.2以上	1.2以上																																																																												
施工記録	記入内容	記入者	監査者																																																																												
一般工事用	立入防止柵工事	施工者名	監査者名																																																																												
積雪地用S4(1)(A)	立入防止柵工事	施工者名	監査者名																																																																												
施工終了日	年月日	年月日	年月日																																																																												
施工終了日	年月日	年月日	年月日																																																																												
施工終了日	年月日	年月日	年月日																																																																												
施工終了日	年月日	年月日	年月日																																																																												

正誤表(16)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所		正誤区分														
誤	数量明細表 (3 / 6)															
	番号	名称及び測点	番号	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
			項目番号	8-(1)	8-(2)	8-(3)		15-(1)	15-(5)	15-(11)	17-(31)		18-(3)			
			項目	コンクリート	型わく		鉄筋		防護柵	立入防止柵		合入防小柵	合入防止柵上		簡易舗装工	
			単位	m ²	m ²	m ²	t	t	m	m	m	m	m	m ²	m ²	m ²
	1 本線											30.0				
	2 断渠工 (STA.1026+80.00)		17.1	754.0	49.4	36,260	2,278	22.0				180.0		110.2		
	3 管渠工 (STA.1009+21.341)				7.4											
	4 管渠工 (STA.1013+68.482)				7.4											
	5 管渠工 (STA.1015+55.442)				7.4											
6 潜整池 (STA.1076+00.00)										89.5		42.1	217.9			
7 両国川工事用道路 (STA.1019~STA.1022)									408.0				1,265.2			
8 仮設橋工 両国川仮設橋																
9 工事用進入路A													355.7			
10 工事用進入路B													54.0			
	合計		17.1	776.2	49.4	36,260	2,278	22.0	408.0	89.5	30.0	180.0	42.1	2,003.0		

数量明細表		正誤区分														
正	数量明細表 (3 / 6)															
	番号	名称及び測点	番号	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
			項目番号	8-(1)	8-(2)	8-(3)		15-(1)	15-(5)	15-(11)	17-(31)		18-(3)			
			項目	コンクリート	型わく		鉄筋		防護柵	立入防止柵		合入防小柵	合入防止柵上		簡易舗装工	
			単位	m ²	m ²	m ²	t	t	m	m	m	m	m	m ²	m ²	m ²
	1 本線											30.0				
	2 断渠工 (STA.1026+80.00)		17.1	754.0	49.4	34,972	2,278	22.0				180.0		110.2		
	3 管渠工 (STA.1009+21.341)				7.4											
	4 管渠工 (STA.1013+68.482)				7.4											
	5 管渠工 (STA.1015+55.442)				7.4											
6 潜整池 (STA.1076+00.00)										89.5		42.1	217.9			
7 両国川工事用道路 (STA.1019~STA.1022)									408.0				1,265.2			
8 仮設橋工 両国川仮設橋																
9 工事用進入路A													355.7			
10 工事用進入路B													54.0			
	合計		17.1	776.2	49.4	34,972	2,278	22.0	408.0	89.5	30.0	180.0	42.1	2,003.0		

正誤表(17)

工事件名) 道東自動車道 トマム地区附帯工工事

修正箇所		正誤区分													
誤 訛		数量明細表 (4/6)													
		番号	番号	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
			項目番号	18-(3)	18-(16)	18-(17)					19-(2)	特-(1)	特-(2)	特-(3)	
		名称及び測点	簡易舗装工	カルバート舗引板								交通保安要員	調整池後処工	のり面保護網工	大型土のう工
			項目	加熱アスファルト 表面工 (t = 4 cm)	加熱アスファルト 表面工 (t = 5 cm)		コンクリート 構造物取扱い (Type A)	コンクリート 構造物取扱い (Type B)	アスファルト 鋪装板取扱い (Type A)	布製型わく 取扱い		交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	A	A
		単位	m ²	m ²	枚	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	人・日	人・日	m ²	m ²	袋
		1 本線													
		2 施策工 (STA.1026+80.00)				1.0						106.0			
		3 管渠工 (STA.1009+21.341)											186.0		
		4 管渠工 (STA.1013+68.482)													
		5 管渠工 (STA.1015+55.442)													
		6 調整池 (STA.1076+00.00)		38.0							280.4			182.1	482.7
		7 両側川工事用道路 (STA.1019～STA.1022)		34.0		1.1		34.0			43.0				154.0
		8 収枝機工 両側川収枝機										20.0			
		9 工事用進入路A		355.7								6.0			
		10 工事用進入路B													
		合計		355.7	72.0	1.0	1.1	18.1	34.0	280.4	175.0	186.0	182.1	482.7	154.0
数量明細表 (4/6)		数量明細表 (4/6)													
正 訛		番号	番号	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
			項目番号	18-(3)	18-(16)	18-(17)					19-(2)	特-(1)	特-(2)	特-(3)	
		名称及び測点	簡易舗装工	カルバート舗引板							交通保安要員	調整池後処工	のり面保護網工	大型土のう工	
			項目	加熱アスファルト 表面工 (t = 4 cm)	加熱アスファルト 表面工 (t = 5 cm)		コンクリート 構造物取扱い (Type A)	コンクリート 構造物取扱い (Type B)	アスファルト 鋪装板取扱い (Type A)	布製型わく 取扱い		交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	A	A
		単位	m ²	m ²	枚	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	人・日	人・日	m ²	m ²	袋
		1 本線													
		2 施策工 (STA.1026+80.00)				1.0						106.0			
		3 管渠工 (STA.1009+21.341)											186.0		
		4 管渠工 (STA.1013+68.482)													
		5 管渠工 (STA.1015+55.442)													
		6 調整池 (STA.1076+00.00)		38.0							280.4			182.1	482.7
		7 両側川工事用道路 (STA.1019～STA.1022)		34.0		1.1		34.0			43.0				154.0
		8 収枝機工 両側川収枝機										20.0			
		9 工事用進入路A		355.7								6.0			
		10 工事用進入路B													
		合計		355.7	72.0	1.0	1.1	18.1	34.0	280.4	175.0	186.0	182.1	482.7	154.0